

障がい児や通所支援事業所を利用する児童のいる世帯へ 応援給付金を支給します（町独自の制度）

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、学校等の臨時休業や保護者の就労環境等の変化による、日常生活への経済的、精神的な影響を受けやすい障がい児および通所支援事業所を利用する児童等の属する世帯に対し、町独自に応援給付金を支給します。

また、新型コロナウイルス感染防止対策として、**原則郵送による申請**としますので、ご協力をよろしくお願ひします。

■**支給対象児童** 令和2年5月1日時点（基準日）において、下記のいずれかの要件に該当する18歳以下の方

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている児童
- 特別児童扶養手当の支給対象となる児童（支給停止も含む）
- 障害児福祉手当を受給する児童
- 児童発達支援および放課後等デイサービスの支給決定を受けている児童

■**支給対象者** 基準日において、町の住民基本台帳に記録されている支給対象児童と同一世帯に属する世帯主
支給対象者の方には7月上旬に申請書等を送付していますので、確認の上、**9月30日(水)**までに申請してください。

■**支給額** ①支給対象児童が1人の場合 5万円
②支給対象児童が2人以上いる場合 1人目5万円、2人目以降1人につき3万円
問合せ／福祉課 社会・障がい福祉担当（内線1311）

ひとり親世帯臨時特別給付金についてのお知らせ（国の制度）

新型コロナウイルス感染症の影響による、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより、特に大きな困難が心身等に生じているひとり親世帯を支援する国の取り組みの一つとして、臨時特別給付金を支給します。現在、児童扶養手当の申請をされていない方でも対象になる場合があります。内容をご確認ください。

■**給付対象者**

- ①**基本給付** ア 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方（全部支給または一部支給対象者の方）
イ 公的年金給付等を受けていることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。）
※公的年金給付等とは遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等が当てはまります。
※既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されたと推測される方も対象になります。
- ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

②**追加給付** 基本給付ア、イに該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した方

■**給付額** ①基本給付 1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円
②追加給付 1世帯5万円

■**申請方法** 申請期間や詳細については後日、町ホームページ等でご案内します。
問合せ／福祉課 こども・子育て担当（内線1313）

特別定額給付金の申請は8月25日(火)まで

申請がお済みでない方は期限内に申請していただきますようよろしくお願いいたします。

不明な点がございましたら下記担当までご連絡ください。

問合せ／総務課 特別定額給付金担当（内線2111～2113）

「どうみん割」開始のお知らせ

別海町観光協会では、7月1日から「新北海道スタイル」を実施している町内7宿泊施設において「どうみん割（観光誘客促進道民割引事業）」の予約を受け付けています。

町民の皆さまにとっても、地元のすばらしさを改めて感じることができる良い機会ですので、ぜひご利用ください。

ご予約等は各宿泊施設にお問い合わせください。

地区	対象となる宿泊施設	電話番号
尾岱沼	野付湯元うたせ屋	0153-86-2221
	ミートハウスながの 四季の宿泊所	0153-86-2368
別海	べつかい郊楽苑	75-0711
	旅館石川屋	75-2077
西春別	西春別温泉ペンションクローバーハウス	77-1170
	別海まきばの湯 しまふくろう	77-2960
	別海パークホテル	77-2016

なお、実施期間は令和3年1月31日チェックアウトまで、予算に達した段階で終了となります。観光協会でご紹介する「どうみん割」は、宿泊施設に電話等で直接お申し込みした場合のみ対象となります。旅行会社経由のお申し込みは対象外になりますのでご注意ください。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

<http://betsukai-kanko.jp/whtsnew/dominwari2020/>

問合せ／別海町観光協会
TEL 75-2111（内線1625）



※どうみん割 （観光誘客促進道民割引事業） とは

北海道では、新型コロナウイルス感染症の影響により旅行需要の早期回復を図るため、道内の宿泊施設等に対し、予算の範囲内で、旅行代金から割引額を支援金として交付しています。

飛沫防止用のシート設置時における注意事項について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点から、レジカウンター等への飛沫防止用のシート（以下「シート」という）の設置が増えているところですが、大阪府内の商業施設において、ライターを購入した客が試しに点火したところ、シートに引火する火災が発生しました。シートの材質によっては、燃えやすいものもありますので設置には注意が必要です。

■火災予防上の注意事項

シートを設置している、または、これから設置を予定している方は、次の事項に注意してください。

- 火気使用設備（器具）、白熱電球等の熱源となるものから距離をとり設置しましょう
- 必要に応じて、難燃性または不燃性のシートの使用を検討しましょう
- 災害等の発生に備え、避難の支障とならないように設置しましょう
- 設置されている消防用設備等の機能に支障が生じないように設置しましょう

※消防用設備等に支障が生じるのか判断が難しい場合は、消防署へご相談ください。

問合せ／別海消防署 予防課予防指導係 TEL 75-2200

町内行事中止のお知らせ

「第23回町民健康づくり パークゴルフ大会」の 中止について

町国民健康保険では、町民の健康づくりのため、例年8月中旬にパークゴルフ大会を開催しているところですが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、本年度は中止とします。

開催を楽しみにされていた皆さんには大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

問合せ／町民課 国民健康保険担当（内線1215）